



2026年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社日神グループホールディングス
 代表者の氏名 代表取締役社長 神 山 隆 志
 (コード番号：8881 東証プライム市場)
 問い合わせ先 代表取締役専務 黒 岩 英 樹
 電 話 番 号 0 3 - 5 3 6 0 - 2 0 1 6

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年6月26日開催予定の第52回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮する所要の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第39条（剰余金の配当等の決定機関）及び第40条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）、第40条（剰余金の配当の基準日）及び第41条（中間配当）を削除するものであります。

また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 (自己の株式の取得)	第2章 株 式
第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	(削 除)
第8条～第20条 (条文省略)	第7条～第19条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(任期)</p> <p><u>第21条</u> 当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>第22条～第38条</u> (条文省略)</p> <p>第6章 計 算</p> <p><u>第39条</u> (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第40条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>② <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第41条</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p><u>第42条</u> (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(任期)</p> <p><u>第20条</u> 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p><u>第21条～第37条</u> (現行どおり)</p> <p>第6章 計 算</p> <p><u>第38条</u> (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第39条</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第40条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>③ <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>第41条</u> (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

2026年6月26日(金)

定款変更の効力発生日

2026年6月26日(金)

以 上